

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 建築基準法による道路の指定の取消し……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- ……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………
- ……………
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………
- ……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………
- ……………（同）…
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- ……………（下水道局）…

告示

●東京都告示第七百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

大田区久が原二丁目九百八番一

認定年月日
令和五年六月二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第七百八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和五年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和五年六月

昭島市上川原

延長

第一項第五号の規定による道路

町二丁目百六十一番一

幅員
一七・〇七
四・〇〇

●東京都告示第七百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

令和五年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第二項の規定による道路

令和五年六月一日

昭島市玉川町三丁目八百二十七番百六十二、同番百六十三、同番百七十及び同番百七十一の各一部

延長
一八・八〇
幅員
四・〇〇

●東京都告示第七百九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年六月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区志村一丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地

おうちにかえろう病院 板橋区大原町四十四番三号

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和五年六月二十六日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所 在 地 三愛病院 八王子市宮下町三百七十七番地

告示(下水)

●東京都下水道局告示第六号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十六日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 供用及び処理開始年月日 令和五年七月四日

二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
四 分流式又は合流 分流式

式の別

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表 街区符号又は地番

区名	町名	全部告示区域	一部告示区域
世田谷区	成城四丁目	八番	七番及び十六番
同区	成城五丁目	八番、十三番、十六番、十七番及び二十番	
同区	成城八丁目	四番、五番及び八番	

公告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年六月二十六日	東京都知事 小 池 百合子	一 店舗名 (仮称)オーケー芝久保店	二 店舗所在地 西東京市芝久保町二丁目九番三十四号ほか	三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社	四 設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号	五 小売業を行う者の氏名又は名称 オーケー株式会社	六 新設をする日 令和六年一月三十日	七 店舗面積の合計 二千八百三十八平方メートル	八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百十台	九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 百四十一台	十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百八平方メートル	十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十四・〇九立方メートル	十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時	十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時	十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで	十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北側	十六 荷さばき施設において荷さばき 午前六時から午後十一時まで	を行うことができるとする期間	令和五年五月二十九日	十七 届出日 令和五年五月二十九日	十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十九 縦覧期間 令和五年六月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。 令和五年六月二十六日 東京都知事 小 池 百合子	一 店舗名 ホームセンターコーナン足立扇店	二 店舗所在地 足立区扇三丁目十四番十号	三 設置者名 コーナン商事株式会社	四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一	五 変更前の店舗名 (仮称)ホームセンターコーナン足立扇店	六 変更後の店舗名 ホームセンターコーナン足立扇店	七 変更前の店舗所在地 足立区扇三丁目六十三番二号	八 変更後の店舗所在地 足立区扇三丁目十四番十号	九 変更日 令和二年八月二十五日ほか	十 届出日 令和五年五月二十六日	十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十二 縦覧期間 令和五年六月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
------------	---------------	-----------------------	--------------------------------	------------------------	-----------------------------------	------------------------------	-----------------------	----------------------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------------------	--	-------------------------	-------------------------	---	----------------------------------	------------------------------------	----------------	------------	----------------------	--	--	--	--	--------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-----------------------	---------------------	--	--	--	--

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年六月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン足立扇店
- 二 店舗所在地 足立区扇三丁目十四番十号
- 三 設置者名 コーナン商事株式会社
- 四 設置者住所 大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一 番地一
- 五 変更前の店舗面積の合計 六千二百七十六平方メートル
- 六 変更後の店舗面積の合計 七千六百六十六平方メートル
- 七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 二百八十台
- 八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百七十三台
- 九 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 二百三十一台
- 十 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 二百四十七台
- 十一 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南西側
- 十二 変更後の駐車場の二箇所 店舗北西側ほか

の自動車の出入口の数及び位置

十三 変更日 令和五年五月三十一日ほか

十四 届出日 令和五年五月二十六日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間 令和五年六月二十六日から同年十月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定排水設備工事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和五年六月二十六日

東京都下水道局長 佐々木 健

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五八九四	株式会社 熊倉	優	調布市富士見町四丁目一 番地一
五八九五	隆弥工務 店	塚元 隆夫	清瀬市下宿二丁目五百五十三番地の二十

五八九六 有限会社 鈴木 伸也 八王子市滝山町二丁目四百三十六番地

五八九七 株式会社 ミットモ 設備工業 宮島 勝則 江戸川区一之江一丁目五番十三号

五八九八 株式会社 早坂建設 早坂 征之 足立区入谷八丁目六番十五号 一〇三号室

二 指定年月日 令和五年五月十七日

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001 定価 三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)一〇一〇一(代) 印刷所 電話 〇三(三三二)一〇一〇一(代) 郵便番号 113-0001

